

市道路線の廃止について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 (2 0 2 3 年) 8 月 2 9 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止する。

路線名	起点	終点	幅員(m)	延長(m)	備考
南 127号線	小川七丁目 1809番2地先	小川七丁目 1811番2地先	1.82	68.00	別図1
南 348号線	鶴間八丁目 1882番地先	鶴間八丁目 1881番2地先	1.82	92.00	別図1
堺 64号線	小山町 852番2地先	小山町 852番2地先	1.82	13.30	別図2

市道路線の廃止略図

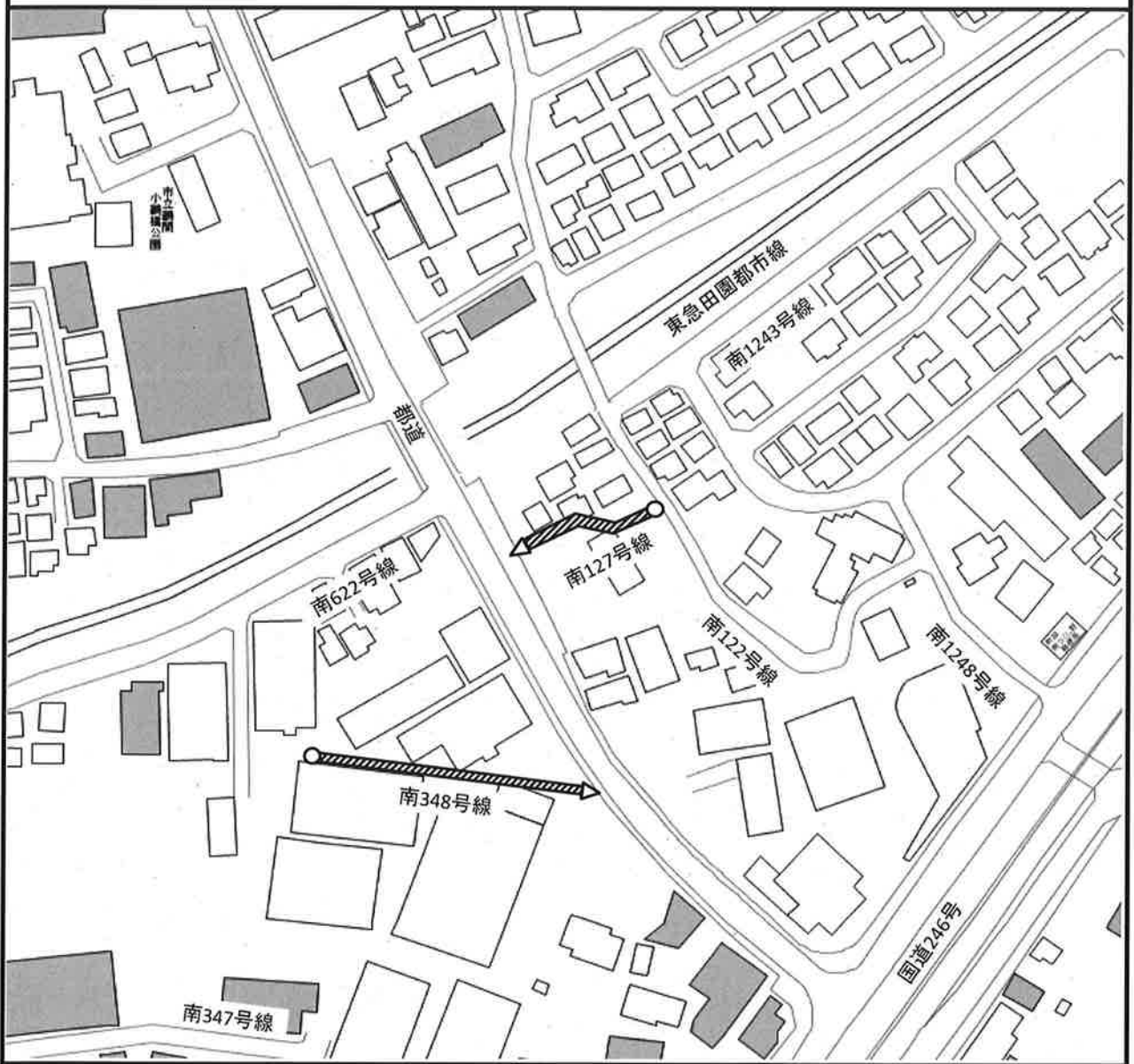
町田市小川七丁目、鶴間八丁目 地内

市道 南127号線(全部廃止)

市道 南348号線(全部廃止)



廃止する区間



市道路線の廃止略図

町田市小山町 地内
市道 堺64号線(一部廃止)



廃止する区間

